

○国土交通省告示第千三百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道238号改築工事（浜猿防災知来別工区・北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別地内から同村知来別地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別及び知来別地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別地内から同村知来別地内までの延長2.5kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道238号改築工事（浜猿防災知来別工区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道238号（以下「本路線」という。）は、網走市を起点とし、常呂郡佐呂間町、紋別郡湧別町、紋別市、宗谷郡猿払村等を経由して稚内市に至る延長約320kmの主要幹線道路である。

本路線は、道北地域（北海道宗谷総合振興局管内）の各市町村を沿岸部において結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、地域住民による通勤、買い物等の地域内交通に利用されているとともに、本路線が通過する猿払村及び稚内市は、水産業が盛んな地域であり、猿払村で水揚げされたほたては本路線等を利用して稚内市へ輸送されており、稚内市で水揚げされたほっけは、本路線等を利用して紋別市へ輸送されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、海岸線付近を通過していることから、波浪等に起因する洗掘・侵食の影響を日常的に受けやすく、道路防災総点検要領に基づき実施された道路防災総点検により、盛土のり尻が海岸侵食により洗掘されている災害危険箇所が複数確認されているほか、高潮等の自然災害に起因する海岸侵食により保護路肩まで洗掘された箇所が存在しており、矢板の設置による暫定的な措置を講じてはいるものの、非常に危険な状況となっていることから、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に災害危険箇所等を回避した道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年3月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ及びオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びウミガラス、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒメウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ、コモチカナヘビ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載

されているカラフトイチャクソウ、ホソバツルリンドウ等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、ニホンザリガニについては、生息地が改変されることから、移設の保全措置を行っており、コモチカナヘビについては、轢死の可能性があることから、進入防止の保全措置を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、このうち7箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の災害危険箇所等を回避した道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山側ルート案（以下「申請案」という。）、現道ルート案及び村道利用ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、宅地を通過しないこと、海岸擁壁などの大規模な構造物を要せず、また、土工バランスが中位で施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

## (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、複数の災害危険箇所のほか、高潮等により保護路肩まで洗掘された箇所が存在しており、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、稚内市長を会長とする宗谷地域総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道宗谷郡猿払村役場